

# 公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

平成28年10月26日

あいち小児保健医療総合センター長 服部 義

## 1 対象工事

### (1) 工事名

あいち小児保健医療総合センター院内保育所新築工事

### (2) 工事場所

大府市森岡町及び知多郡東浦町大字森岡地内

### (3) 工期

契約の翌日から平成29年3月22日まで

### (4) 工事の内容

#### (1)の調達に係る建築工事一式

#### ア 建物用途

院内保育所

#### イ 規模等

木造平屋建 延べ面積 162 m<sup>2</sup>

### (5) 予定価格等

ア 予定価格 金45,355,680円

(うち消費税及び地方消費税の額 金3,359,680円)

イ 調査基準価格 無

失格判断基準 無

最低制限価格 有

### (6) 入札方法等

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

電子入札システムにより難しい場合は、事前に病院事業庁の承諾を得て、紙による入札書の提出による参加も可とします。

イ 詳細な入札方法等は、愛知県建設部建設工事等電子入札実施要領（平成26年4月1日施行）によるものとします。（<http://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設部入札契約関連情報」

参照)

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて工事費内訳書（別紙1）を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う工事です。

## 2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができるものは、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 愛知県建設部が発注する建設工事のうち、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 平成27年度及び平成28年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が720点以上であること。
- (3) 元請けとして、過去15年間（平成13年11月1日から入札参加申込書を（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。）に、次に掲げる工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

・延べ面積150㎡以上の建築物の新築工事

ア 建物用途 PUBDIS施設用途分類の大分類のうち「福祉医療施設」又は「教育文化施設」

イ 建物構造 木造

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (5) この入札に参加する主たる営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ。）

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む）に届け出た主たる営業所をいいます。（以下同じ。）

- (6) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものを建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県病院事業庁指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなさ

れている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

(11) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

受託者：株式会社安井建築設計事務所

イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の（ア）又は

（イ）に該当する者です。

（ア） 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

（イ） 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

### 3 設計図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせください。

ア 問い合わせ場所

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ

大府市森岡町七丁目 426 番地（郵便番号 474-8710）

電話 0562-43-0500 内線 3405

FAX 0562-43-0513

イ ダウンロードできる期間

平成28年10月26日（水）午前9時から平成28年11月14日（月）午後5時まで

(2) 本公告及び設計図書に対する質問及び回答

ア 本公告に対する質問（設計図書に関する質問は除く）は、次のとおり文書（様式自由。

ただし、あいち小児保健医療総合センター長あてとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより提出してください。

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

平成28年10月26日（水）から平成28年11月4日（金）まで（必着）

ただし、持参する場合は、上記期間（日曜日、月曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時までを除く。）

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。なお、その回答書は、

次のとおり閲覧に供します。

(ア) 閲覧場所

(1) アに同じ。

(イ) 閲覧期間

平成28年11月9日(水)から平成28年11月16日(水)まで(日曜日、月曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

4 参加申込書等の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。その際、本公告と併せて掲示してある「入札参加申込用添付ファイル」を添付して送信してください。

(2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

参加申込書の提出期間

平成28年10月26日(水) 午前9時から

平成28年11月 8日(火) 午後5時まで

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)以外の日の午前8時から午後8時まで)

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

平成28年11月15日(火) 午前9時から平成28年11月16日(水) 午後5時まで(入札書受付締切日時)の間に電子入札システムにより提出すること(電子入札システムの稼働時間は、休日以外の日の午前8時から午後8時まで)

6 開札予定日時及び開札場所

平成28年11月17日(木) 午前10時

あいち小児保健医療総合センター事務部

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

(1) 愛知県病院事業庁財務規程第142条(入札の無効)及び愛知県建設部建設工事等電子入札実施要領第15条(電子入札の無効)に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札、及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札も無効とします。

9 落札者の決定方式

(1) 1 (5)アの予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査等を行い、入札参加資格等を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知書を送信するものとします。なお、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。また、最低制限価格は愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領（平成28年6月1日施行）に基づき算定します。

(2) 落札候補者は、開札日から3日以内に事後審査に必要な書類（別紙2）を持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

3 (1)アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

(3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、月曜日及び土曜日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

## 10 契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款のとおり）

## 11 契約の保証

(1) 落札者は、愛知県病院事業庁財務規程第115条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

(2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

(4) (1)から(3)に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければなりません。

## 12 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1)アに同じ。

## 13 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県病院事業庁指名停止等取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

## 14 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) あいち小児保健医療総合センターの現場の見学を希望する場合は、あいち小児保健医療総合センター事務部へ人数と日時を必ず事前に連絡してください。写真撮影を行う場合は利用者が写らないように細心の注意を払ってください。なお、現地説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不的確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1 (3)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 配置予定の主任（監理）技術者について  
ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。  
イ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者の変更はできません。
- (7) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県病院事業庁指名停止

取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(8) 問い合わせ先

3 (1) アに同じ。